

今後の個別の指導・助言のあり方に係る 具体的手法について

令和4年度第2回政治資金適正化委員会（令和4年10月4日開催）において、今後の個別の指導・助言のあり方の具体的手法について検討を進めることを決定したことから、以下の項目に係る論点について検討を進めたところである。検討を踏まえた対応については、以下のとおり。

① 登録政治資金監査人の業務に対する意識喚起

- ・ 「政治資金監査マニュアル（令和9年1月改定版）」、「令和7年度政治資金監査実務に関するフォローアップ研修資料（実務向上研修）」において、「政治資金監査の適確な実施に疑義が生じるような収支報告書や政治資金監査報告書の記載誤り等があると、収支報告の適正の確保と透明性の向上を図るといふ政治資金監査制度への信頼を損なうことから、登録政治資金監査人は、適確に政治資金監査を行わなければならない」旨を追加した。

なお、同様の旨を令和7年度に発出する「政治資金監査の質の向上に係る取組について」（以下「質の向上通知」という。）において追加する予定である。

- ・ 令和6年度の個別の指導・助言において、「政治資金監査に関する具体的な指針に沿った政治資金監査の適確な実施に疑義が生じるような収支報告書や政治資金監査報告書の記載誤り等は、国民の批判を受けるとともに、政治資金に対する国民の不信が増大することとなる」旨及び「政治資金監査報告書は、登録政治資金監査人の氏名が自署され、収支報告書とともに公開されることから、国民の批判や不信が登録政治資金監査人にも及ぶこととなる」旨を追加した。

なお、同様の旨を令和7年度の個別の指導・助言において追加する予定である。

② 登録政治資金監査人の誤り軽減に資する仕組みの検討

- ・ 当委員会のホームページにおける「政治資金監査マニュアル（政治資金監査に関する具体的な指針）」、「政治資金監査チェックリスト」、

「政治資金監査報告書の記載例・チェックリスト」、「政治資金監査に関するQ&A」、「政治資金適正化委員会による見解一覧」及び「国会議員関係政治団体の収支報告の手引」の計6つのページを「政治資金監査実務に関する各種資料・様式」の1つのページにまとめた。

- ・ 当委員会のホームページに、「政治資金規正法第12条第1項に基づく収支報告書（定期分）」及び「政治資金規正法第17条第1項に基づく収支報告書（解散分）」に係る4種類ずつの計8種類のWord形式による政治資金監査報告書記載例のひな形を掲載した。
また、当該ひな形ごとの政治資金監査報告書チェックリスト・政治資金監査報告書記載例対照表を掲載した。
- ・ 登録時研修及びフォローアップ研修や質の向上通知を発出する際等、あらゆる機会を捉えて、登録政治資金監査人に対して当委員会ホームページの活用を呼びかけた。

③ 都道府県選挙管理委員会の報告事務フローの改善

- ・ 令和6年度の個別の指導・助言のための都道府県選挙管理委員会及び総務省（以下「都道府県選管等」という。）への報告依頼から、確認項目以外の報告事項（都道府県選挙管理委員会の任意報告）の取扱いについて、報告事務要領に例示されていた個別の指導・助言に至ったことがある事例を集約するなど、報告基準等の明確化を図り、報告事務要領を改定した。
- ・ 令和7年度の個別の指導・助言のための都道府県選管等への報告依頼から、都道府県選管等における確認・報告事務の効率化を図るため、報告事務要領及び報告様式を大幅に改定した。